

令和2年度第1回

札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会

議 事 録

日 時：2020年7月9日（木）午後3時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（八田事業廃棄物課長） 定刻より早いのですけれども、メンバーがそろいましたので、ただいまより令和2年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本委員会の事務局を務めさせていただきます事業廃棄物課長の八田と申します。議長が決まるまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎挨拶

○事務局（八田事業廃棄物課長） それでは、開催に当たりまして、環境局環境事業部清掃事業担当部長の清水よりご挨拶を申し上げます。

○清水清掃事業担当部長 札幌市環境局清掃事業担当部長の清水でございます。

令和2年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、委員改選後初めての会議ということになります。委員の皆様方におかれましては、日ごろより札幌市の産業廃棄物行政にご協力いただけるとともに、お忙しいお立場の中、本日、委員に就任していただきましたことに心より感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症により市民生活や事業活動が多大なる影響を受けている状況でございます。このような非常時においても、社会基盤を支えるため、廃棄物の処理は不可欠なものであり、適正な処理体制の維持というものが一層求められているところでございます。

札幌市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理などを推進するため、指導方針や施策を体系化した札幌市産業廃棄物処理指導計画を平成13年度より5年ごとに作成し、適正処理に取り組んでいるところでございます。

現行の第4次計画は、平成28年度からの5年間を実施期間としており、本年度が最終年度となっておりますことから、今後、委員会において、次期の第5次計画策定に向けたご審議をいただきたいと考えているところでございます。

そこで、本日の委員会では、現行の第4次計画の取組状況についてご報告させていただくとともに、令和3年度を開始年度と想定しております第5次計画の基本的な考え方や、また、大まかなスケジュールという案についてご提示したいと考えているところでございます。

皆様には、忌憚のないご意見をいただけますよう、どうかよろしく願います。

以上、簡単ではございますが、評価委員会の開催に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

◎委員紹介等

○事務局（八田事業廃棄物課長） 本日は、全委員11名のうち、全員にご参加いただいておりますので、規定に基づきまして、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日は、評価委員会の改選後初めての委員会でございますので、議事に入る前に、委員の皆様方から、それぞれ簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。

それでは、遠井委員から、時計回りにお一人ずつお願いいたします。

○遠井委員 酪農学園大学の遠井と申します。よろしくお願いいたします。

○川崎委員 北海道大学工学研究院の川崎でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 北海道大学の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 道立総合研究機構の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○黄委員 北海道大学の黄と申します。よろしくお願いいたします。

○村尾委員 同じく、北海道大学の村尾でございます。よろしくお願いいたします。

○松永委員 公益社団法人北海道産業資源循環協会の松永と言います。

以前は、北海道産業廃棄物協会とっておりましたが、名前が変わっております。よろしくお願いいたします。

○梅田委員 中沼連合町内会の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

○物井委員 札幌市にありますクリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会の監事をしております物井です。よろしくお願いいたします。

○和田委員 札幌建設業協会の土木委員の和田です。

所属会社は、伊藤組土建です。よろしくお願いいたします。

○古内委員 札幌市の商店街振興組合連合会の理事をしております古内です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山形産業廃棄物係長） 事業廃棄物課産業廃棄物係長の山形でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（八田事業廃棄物課長） ありがとうございます。

なお、和田委員につきましては、ご所属されております一般社団法人札幌建設業協会の中で役員改選が行われたということでございまして、本会議をもちまして、次回から新任の方に交代される予定でございます。

事務局につきましては、山形、清水、私、八田の3名で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎資料確認等

○事務局（八田事業廃棄物課長） 次に、お手元の資料のご確認をさせていただきます。

まず、1枚目が会議の次第、次に、座席の次第がついております。その次に、資料1が

委員名簿、資料2が条例から抜粋した条文がついております。資料3が諮問書でございます。めくっていただいて、資料4-1が本日一番使うと思われる資料でございます、カラーの折り畳みのものが入っております。資料4-2が、同じく、折り畳みのもので、細かい字が入っている重点政策の実施状況と言われるものです。さらにめくっていただきますと、資料4-3で、A4判のカラーの19ページ目まである分厚い冊子になっているものがございます。次に、資料5で、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の考え方（案）です。もう1枚、資料6がスケジュールとなっております。このほか、この後、ご自宅に持ち帰っていただいた後に、思いついたこと等がございましたらファクス等ができるようなメモ用紙を差し入れております。

以上、資料のほうはよろしかったでしょうか。

それでは、引き続き、会議の公開についてでございます。

本会は、札幌市情報公開条例の規定に基づき、基本的に公開となっております。

また、議事録についても公開となりますので、ご了承いただきたいと思っております。

2. 議 事

○事務局（八田事業廃棄物課長） 次に、議長の選出に移らせていただきます。

条例では、本会の委員長が議長となるというふうに規定されておりますので、条例の規定に基づきまして、委員長の選出を行わせていただきます。

規定では、委員長は委員の互選によって選出されるとされておりますが、スムーズな進行のため、事務局から提案をさせていただきたいと考えているのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（八田事業廃棄物課長） ありがとうございます。

それでは、第1次、第2次の評価委員会におかれまして、様々な議事にご尽力いただき、さらに、第2次の評価委員会においても委員長を務めていただいた村尾委員に委員長をお引き受けいただきたいと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（八田事業廃棄物課長） ありがとうございます。

それでは、村尾委員に委員長にご就任いただきたいと思っておりますので、皆様、よろしくお願ひいたします。

委員長の札に差し控えさせていただきます。

それでは、村尾委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○村尾委員長 引き続き、よろしくお願ひいたします。

前回は思い出せないぐらい久しぶりのリアルな会議で、大変新鮮な気分しております。

今日は、16時30分までの1時間半を予定しておりますが、こういう時期ですので、できるだけきばきと進められるところは進めて、16時30分までには終了したいとい

うふうに考えております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局（八田事業廃棄物課長） それでは、まず、札幌市から委員長に諮問書を交付したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（清水清掃事業担当部長） それでは、諮問書をよろしくお願いいたします。

第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の策定について、当評価委員会において、ご議論をいただき、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

諮問書でございます。よろしくお願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○事務局（八田事業廃棄物課長） よろしくお願いいたします。

なお、清水につきましては、この後、公務が入っておりますので、この場から退席させていただきます。失礼いたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、議長の村尾委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村尾委員長 では、議事を進めさせていただきます。

お手元にあります議事（3）現行（第4次）札幌市産業廃棄物処理指導計画の取組状況の概要報告について、事務局からご説明をいただければと思います。

○事務局（山形産業廃棄物係長） それでは、議事（3）現行（第4次）札幌市産業廃棄物処理指導計画の取組状況の概要報告を行わせていただきます。

説明させていただく資料につきましては、右上に資料4-1と書いておりますA3判の資料でございます。

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の取組状況報告を概要版としてつくっております。

資料4-2と資料4-3は、先ほど資料確認の際にも見ていただいたかもしれませんが、詳細にまとめている報告書になっておりまして、この委員会の場では、この資料4-1の概要版でのご説明とさせていただきます。

まず、1番目の第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の概要ということで、第4次計画のおさらいとして整理しております。

一つ目が札幌市産業廃棄物処理指導計画とはとありますけれども、札幌市産業廃棄物処理指導計画につきましては、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルや適正処理を推進するために指導の方向性を定めたもの、考え方や理念を整理して、その政策を体系化したものになっております。

続きまして、2番目の理念ですが、持続可能な環境保全型のまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して、循環型社会形成推進に取り組む。これを理念としております。

計画期間につきましては、そちらの図にありますように、平成28年度から平成32年度、今は令和2年度ですが、こちらを計画年度としておりまして、平成30年度に中間見直しの検討の時期を位置づけておりました。こちらにつきましては、平成30年度に、一旦、整理を行いまして、この計画期間の見直しをせずに現行の計画のまま進めるという形

で行っております。

4番目が進行管理で、この取組状況や結果について、委員会を通じて公表していくことにしております。

5番目が基本方針でございます、第4次計画の基本方針は大きく3点ございます。

1点目が排出抑制及び適正処理の推進でございます、こちらは、我々事業廃棄物課としては、産業廃棄物の排出量を減らす、適正な処理を行うというある意味基本的な指導になりますけれども、方針の大きな一つとして掲げております。

2点目に、市域内処理の推進を掲げておりまして、産業廃棄物は広域的な処理が基本になりますけれども、札幌市は道内で産廃の排出量が非常に多いという観点からも、札幌市内でできるだけ処理をしましょうと基本的な理念として掲げているところでございます。

3点目が未活用資源の有効活用の推進でございます、これは循環型社会の形成に向けて産業廃棄物の中で再生利用、リサイクルの進んでいないものを未活用資源と位置づけまして、そのリサイクルを推進するという事で最終処分量を抑制すると掲げております。具体的に言いますと、札幌市の場合は、廃石膏ボードを取り上げていくというところでございます。

続きまして、右側の2番目、産業廃棄物処理の現状についてでございます。

一つ目が全国の現状ということで、棒グラフと円グラフで内訳をお示ししております。

排出量といたしましては、平成20年度以降、減少傾向ではありますが、平成25年度に若干微増にしましたけれども、再度、減少となっております。

再生利用量は、平成20年以降、横ばいで推移しているところ、最終処分量につきましては、一貫して減少傾向にあるというところでございます。

内訳につきましては、汚泥と動物のふん尿、がれき類の三つが多く、80%以上を占めている現状でございます。

続きまして、二つ目が北海道の現状でございます、全体的な傾向は大きく変わらないのですが、北海道の特徴といたしましては、内訳がやはり動物のふん尿が半分を占めるというところでございます。汚泥が残りの3割、がれき類が約10%ぐらいを占めております。

三つ目が札幌市の現状でございます、排出量につきましては、平成10年から15年かけて大きく減少しましたが、その後300万トン弱程度で推移しているところでございます。

再生利用量では、平成15年以降では、平成30年度が最多となりますが、最終処分量につきましては、こちらは横ばい傾向にあるところでございます。

右側が札幌市の種類別の排出量でございますが、汚泥が70%を占めておりまして、続いて、がれき類が15%でございます。この二つで全体の85%を占めておりまして、札幌市の場合は、第3次産業が中心のまちで、人口も多いというところから、上下水道汚泥が排出量の中心になるという傾向でございます。

続きまして、裏面に行ってくださいまして、3番目、第4次計画の目標と結果でございます。

1番目が排出抑制の推進でございます。令和2年度の目標値を290万トン以下に抑えると設定しておりました。こちらにつきましては、平成30年度の推計結果では292.4万トンというところで、2万トン程度若干オーバーしているのが現状ではございますが、排出抑制の取組の推進や社会経済状況によりまして、達成が見込まれるのではないかといいところで、ここは△の評価としているところでございます。

排出量の特徴として、以下、4点上げております。

まず、1点目が汚泥のうちでは上下水道汚泥が95%を占めているというのが札幌市の大きな特徴の一つでございます。

続きまして、2点目が札幌市内の年間工事費予定額が5年前と比較して増加しているところでございまして、こちらについては、やはり建設工事が増えている影響もございまして、建設副産物が増加していったのではないかなど考察しているところです。

3点目は、建設業の工事の増加に伴うところはあるかと思うのですが、セメント製造業者からのコンクリートくずの排出量が増加しているという傾向にございます。

4点目が廃プラスチック類の話ですけれども、廃プラスチック類の外国の政府の輸入禁止措置というのがございまして、そういったところから廃棄物の排出量が増加したのではないかなど見ているところでございます。

2番目が最終処分量の減量についてですが、令和2年度の目標値を最終処分量9万トン以下に抑えるという計画でした。平成30年度の推計値が10.8万トンでございますので、こちら9万トンという目標の達成は困難ではないかといったところで、達成度を×としております。

この特徴として3点を上げております。

まず、1点目が廃プラスチック類につきましては、排出量は増加というところでございますが、さらに、減量化されずに最終処分された量が増加している傾向にありました。そのため、最終処分量を抑えることができなかったというところに影響しているのかなど思っております。

2点目の廃石膏ボードを含むガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずにつきましては、排出量そのものが増加したというところもございまして、5年前と同様に、最終処分量が大きいという傾向にございます。

3点目は汚泥の話ですが、最終処分につきましては、上水汚泥が多くを占めているという傾向がございまして。

3番目が再生利用の推進で、再生利用率は75%以上の目標を掲げておりました。それに対しまして、平成30年度推計では79.8%ということで、既にこの目標値を上回っており、この目標は達成できるであろうというところで、○の評価をしております。

この再生利用率の特徴につきまして、以下、4点上げております。

1点目は、がれき類やコンクリートくずの再生利用率が高いという傾向がありますが、これらの排出量が大きくなったといったところに起因しまして、全体の再生利用率を押し上げているのかなというところがございます。

2点目の廃石膏ボードにつきましては、そのほとんどが最終処分ということがございましたけれども、20%弱程度までは再生利用率が改善しているところがございます。

また、廃プラスチック類につきましては、減量化されずに排出されてはいたけれども、その一部も再生利用に回りまして、再生利用率の若干の増加につながっているのかなと思います。

4点目のその他の産廃につきましても、ほとんどの種類で再生利用率の改善がされているというところが影響していると思っております。

4番目が市域内処理の推進でございますが、市域内中間処理率については88%以上、市域外最終処分量につきましては5万トン以下という目標を立てておりましたが、このグラフに書いていますとおり、中間処理率につきましては達成しているというところで、○の評価をしております。市域外最終処分につきましては、7.5万トンで、5万トン以下という目標の達成は難しいのかなといったところで、×の評価をしております。

こちらにつきましては、先ほど全体の最終処分量のお話でもございましたが、やはりプラスチックの埋立量が増加しているということが大きく影響しているかなと見ているところでございます。

続きまして、右側の4番、産業廃棄物の排出・処理状況における課題でございます。

1点目が排出量の増加でございまして、排出量の多くを占めます汚泥、がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずは、年間産業廃棄物を1,000トン以上排出するのを多量排出事業者と定義しているのですが、ほとんどがその多量排出事業者から排出されたというところから、多量排出事業者を中心とした排出抑制の啓発というのが重要ではないかと考えているところです。

2番目が最終処分量の増加ということで、先ほどの最終処分量のところでもお話しさせていただきましては、減量化されずに最終処分に向かっている量が多くなっているといったところがございますので、再生利用できないものは減量化していくことを促進することが必要かなと考えております。

3番目が再生利用率の低い産業廃棄物で、廃石膏ボードにつきましては、再生利用率が低く推移してきたところがございますが、昨年度、皆さんに施設の見学をしていただきましたけれども、市内に再資源化施設が整備されたところでもありますので、この施設を利用されるというような取組を実施していく必要があるのではないかなと考えております。

最後に、5番目の重点政策の実施状況でございます。

詳細については、先ほど申し上げました資料4-2のところではありますが、こちらの概要版の抜粋で中身をご説明させていただきたいと思っております。

まず、方針1の産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進というところに掲げている施

策についてです。

重点施策1でございますが、こちらにありますように、まず、1-1の各種報告書に基づく指導というところでございまして、右側に4点、実施内容を書いております。こちらの達成度ですが、電子マニフェストの加入促進ということ掲げておりますが、我々としてもホームページに掲載しているとか、多くの事業者への呼びかけを行っているのですけれども、まだまだ加入が足りないかなといったところで、達成度は○としております。

続きまして、1-2や1-3の指導関係の業務であります。最初にお話しさせていただきましたけれども、この辺の事業系廃棄物の適正な処理、指導というものは、我々の基本的な業務でございますので、こちらにつきましては、一通りのことはできたのではないかと、このところで、◎としております。

続きまして、1-4、特別管理産業廃棄物の適正処理推進につきましては、特に真ん中にありますPCBの適正処理指導及び掘起こし調査でございまして、PCBは処理期限が定められておりますので、掘起こし調査や呼びかけというものを広く行ってきて、積極的に呼びかけの実施を行ってきたのではないかと、このところで、◎の評価をしております。

1-5につきましては、先ほど申し上げたように、処理業者の指導というのはずばからくできてきたのではないかなという評価です。

1-6につきましては、ガイドブックを利用した普及啓発でありますけれども、広く広報を積極的にまだ行ってなかったところもありますので、○としてございまして、不法投棄の防止対策推進につきましては、これまで以上に多くの対策をできてきたということで、達成度は◎としているところでございます。

重点施策2ですが、優良産業廃棄物処理事業者制度の活用でございまして、こちらについては、多分、法改正なども行われてきており、札幌市内でも優良産廃業者が増えてきておりますので、◎の評価をしているところです。

重点施策3ですが、非常災害発生時処理実務の運用体制等の確認とあります。こちらの評価は、○としているのですけれども、がれき処理マニュアルというものがあまして、2年前の北海道胆振東部地震の教訓を生かして、その改定も去年行っておりました。

ただ、こちらについては、今年度も、局内でいろいろ議論して、改定すべきところがあるだろうということで、今まさに改定作業を進めているところでもありますので、まだ次のステップに行けるといったところでの○の評価としております。

方針2が産業廃棄物の市域内処理の推進でございまして。

4-1の本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進は、札幌市の発注工事におきましては、できるだけ市内処理施設、再生施設を使うというルールに基づいて行っておりますので、こちらについても実施できたのではないかなというところでの◎としております。

続きまして、5-1の産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進等は

○の評価としております。こちら、廃石膏ボード再生施設はこの計画期間内に建設、稼働を始めたところではございますが、最終処分量が劇的に改善されたといった効果はまだ出ていないといったところですか、市で受け入れている産業廃棄物の種類の見直しといったところもありますので、◎でなく○と評価をしております。

最後の方針3、未活用資源の有効活用の推進でございます。

6-1につきましては、先ほど廃石膏ボードのお話をさせていただきましたが、同様に○でございます。

重点施策7でございますが、小規模な排出現場の指導もなかなか行き渡らないところもあったのかなということもございますので、こちらの評価につきましては、達成度を△としているところでございます。

資料の4-1の説明につきましては以上でございます。

○村尾委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見をいただきたいと思っております。

今日集まりいただいてご意見いただく、これが主なお話になりますので、ここはあまり慌てずに時間を取って、ご意見、ご質問をいただければと思っております。

どなたでも結構です。

○黄委員 3の【1】は、全体的に廃プラが問題になっているかなと思ったのです。3の【1】で4点説明された中で、中国の廃プラの輸入禁止措置によって、今まで有価で取引されたのが廃棄物となり排出量が増加したということですが、そもそも廃棄物として排出されていなかったのが隠れていた、もともと廃棄物だけれども、それが廃棄物として出てきたということですか。今まで廃棄物としてカウントされていなかったものが、廃棄物のフローに入ってきたと考えていいですか。

○事務局（山形産業廃棄物係長） 過去にはお金を出して買い取られてという物の流れがあったと思うのですけれども、そこにつきましては、この廃棄物という枠の中に入っていないで、数字としてはカウントされないものでした。ただ、この輸入禁止措置という事態になって、物の流れや取引状況が大きく変わったということも聞いておまして、実際、調査の結果ですと、排出量が1万トン程度増えておりますので、やはり影響は少なからずあったのかなというふうに今は考えております。

○黄委員 これは2018年度のデータですが、これからもっと増えるのではないかなと思うのです。データがあるかどうか分からないのですが、2019年度はどうなっていますか、増えているのかどうか、把握されているのですか。

○事務局（山形産業廃棄物係長） 2019年度につきましては、こういった細かい調査が行われてはいないのですけれども、実際に輸入禁止措置の問題があってから、国から廃プラスチック類の処理で困っていないでしょうかという照会もありまして、その中で我々は市内の産廃事業者にいろいろ聞いて回っていますが、少なくとも大きく困っているという話は耳にはしていません。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 補足いたしますと、首都圏ではかなり問題になっているようでございまして、それまで産業廃棄物の処理施設で処理できていた廃プラスチック類が、だぶつきといいますか、かなりの量が余ってさばき切れなくなって、結果として、自治体の焼却炉で何とか処理してくれないかと問い合わせが来ているというのが、先ほど山形係長が言っていたことです。

幸いなことに、北海道のエリアでは、今のところはそういったことは全く起こっておりませんが、将来に向けてはまだまだ不透明な状況が続くといった感じかなと思います。

○黄委員 それに関連して気になったのは、資料4-3の8ページの表2を見ると、廃プラの最終処分場に入った量が平成25年度に比べて結構増えているのです。増減量から見ると、プラス1.5トンであって、今回の目標を達成できない大きな理由になっているのではないかなと思います。やはり輸入禁止措置で影響を受けてこっちに来ているかなと思ったのですが、いかがですか。

○事務局（山形産業廃棄物係長） その影響もあるというふうに考えています。

それと、こちらの考察のところにコメントさせていただいていますけれども、やはり再生利用されないのであれば、焼却という処理になるかと思うのですが、せめて減量化されれば良いのですが、実際、埋め立てたほうが安かったりする場面もありまして、そういった形で最終処分量が増えたのではないかなというふうに考えているところです。

○黄委員 そうですね。処理料が安いから埋立地に入るというのをずっとやっていくと、どんどんそっちに持っていきますね。

たしか、去年、環境省でしょうか、国から、廃プラを一般廃棄物の焼却炉で燃やす余力があれば積極的に受け入れてよいとの連絡があったと思うのです。こうやって最終処分場に入ることは廃プラとしてもあまりよくないと思いますし、やはり熱回収ということを考えたら、今、札幌市内にある焼却施設で燃やしたほうがもっといいのではないかなと思います。その計画はないですか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 今、黄委員がおっしゃったのは、実際に首都圏で起きている事例で、民間の産業廃棄物の処分場で本当にどうにもならなくなって、自治体が持っている一般廃棄物の焼却炉のほうで何とかしていただけないものだろうかという国の通知だと思うのです。照会は全国的に行われたのですが、今は、札幌、それから、北海道はそういった状況には全くなっていないです。

今、山形係長が説明を申し上げたのは、廃プラの中でもあまり有効利用できないような非常に質の低いものについて、本来であれば、再利用できないならば、せめて我々は焼却の形で減容化、かさを少なくしてから処分してほしいという気持ちがあるわけですが、市況のバランスがよろしくないのか、これが最終処分のほうに直接行ってしまっている、これが特徴的な問題になっていまして、今後考えていかなければいけないなと思っているところなのです。

ここ札幌だけのことを考えれば、あまり有効利用しようのないような質の低い廃プラス

チック類は一昨年にできました民間の焼却炉もございますので、燃やしてあげればいいのではないかという発想になります。システム、それから、機能としては札幌にちゃんとあるのです。それがうまくいかなくなって、民間の産廃処理施設がさばけなくなったときに、あえて自治体の焼却炉というような順番で検討すべきことかなと思うのですけれども、そこに至るにはまだまだ時間がかかるのではないかと考えています。

○黄委員　でも、やはり、これから増えるというのは確かですし、最終処分場の容量もできるかぎり減らすという方向で考えているから、市場的な価格やコスト的なことも考えなければいけないとは思いますが、やはり有効利用、少なくともサーマル利用はできるのではないかなと思うのです。ですから、札幌市は、処理に困っていないかもしれないですけども、できれば、熱でも回収できる方向に政策的に誘導したほうがいいのではないかなと思います。

○事務局（八田事業廃棄物課長）　ご意見ありがとうございます。

○村尾委員長　どうぞ。

○物井委員　クリーンさっぽろの立場から言わせていただくと、有価商品として評価される廃プラスチック類は、ペットボトル類については、中身を軽く水ですすいで排出してくださいということになっています。

それと、容器包装リサイクル法では、私のところでは金曜日に出している廃プラスチックなども、弁当類とかサランラップ等も軽く水ですすいで出してほしいということです。

それがなぜかという、有価商品として取引されるときに、汚れているものは高く評価されないのです。それで、臭いが強いとか汚れがひどいということで、今回のコロナ禍の影響もあって、輸入をしてくれる各国が輸入制限をしたというのはそこにあると思うのです。やはり、ウイルスや汚れを自分の国には入れたくないと。だから、排出する私たちの責任ですけども、きれいに洗って幾らかでも高く評価していただけるもののほうが良いと考えて、プラスチック製品については減らそうということで私たちはやっています。

ごみ袋が決して多いからではなくて、お弁当類や、お魚やお肉が入っている廃プラスチック類のほうが数としては多いと思うのです。私は、そういうふうを考えているのですけれども、違いますか。多分、そういうものがきれいに梱包されて、大きなブロック状になって、それで輸出されていくという事態を見ていただくと、廃プラスチック類の行方はどういうふうになっているのかなと確認していただけるのではないかなと思うのです。

○事務局（八田事業廃棄物課長）　今のお話は、一般家庭で集めているペットボトルであるとか容器包装リサイクルの品物、廃プラスチック類を、いかにいい状態で集めて、選別して、リサイクルをしていくのかということかなというふうに思います。

お気づきかと思うのですが、皆様方の机の上に用意しているお茶は、今回はあえてプラスチックでなくて缶を用意しております。こういったところからでも、本当に小さな一歩からでも、プラスチック類を全体の2Rとして減らしていこう、総排出量を減らしていくことが大事なことと考えております。

それから、やはりどうしても生活していく中ではごみが出てくるものですから、今、物井委員がおっしゃったように、なるべくよい状態で収集する、これにはやはり普及啓発が一番大事ではないかと思うのです。我々も、日常から、市民に対して口を酸っぱくごみ出しのルールを守ってくださいとお願い申し上げているつもりではあるのですが、やはりルール違反がなくならないのです。現在、困窮している状況を広く皆様方にアピールしながら、ちょっとでもいい状態でごみを出していただく、我々は、少しでも合理的に収集し、効率的に選別して、いいものをしっかりリサイクルに回していくという仕組みができればいいかなと考えております。

○村尾委員長 遠井委員、どうぞ。

○遠井委員 私も、廃プラ関係で、三つほど質問をさせていただきたいと思います。

今、私は、一廃と産廃がごっちゃになっていて、分かりづらかったのですが、こちらの廃プラは、特に事業者で言うと、どういう事業体から出ているのかというのがまず1点目です。

それから、2点目は、最終処分も増え、また、市域外処理も増えていて、どちらも原因としては廃プラの増加ということを挙げていらっしゃると思うのです。コストの話もされていたのですが、一番大きな原因というのはコストの問題なのか、それとも、こうした急増に対して市域内のキャパシティが十分に対応できていないという話なのか、あるいは、あるにはあるのだけれども、情報が行き渡ってないので、空き容量を事業者が知らなくて、安いからと気楽にやってしまうのか、どれに当てはまるのですか。それによって対応方法が変わってくるのではないかと思いますので、そのあたりをどう分析されているかというのが2点目です。

それから、3点目は、今のお話を伺っていただいているのですが、結局、一般の私たち市民だけではなくて、事業者側適正な状態で廃プラを排出すれば、より処理が進むということであれば、そうした事業者に対しても行動変容を呼びかけることによって、リサイクル率を上げたり、それから、産廃についても、最終処分率を減らすということは実効的な政策というふうに認識されて指導されているのでしょうかということです。

○事務局（山形産業廃棄物係長） 排出量につきましては、申し訳ありませんが、今、業態を確認させていただきます。

2点目の市外に出ているというお話ですけれども、札幌市内に廃プラスチック類を直接埋め立てできる場所がないものですから、廃プラスチック類が市外へ埋立てに行ったのかなというところでございます。

3点目の事業者への行動変容について、例えば、汚れたものではなくて質を上げればリサイクルに回るのではないかといたところがございますが、一つの事例といたしまして、札幌市内の産廃業者の中で、主に建設系の廃棄物を使っている業者ですけれども、そこから廃プラスチック類を選別して、砕いて、RPFの原料として売却するというのを一つの事業としてやっている業者もいらっしゃいます。それも選別されないでいると何も使われ

ないですけれども、その業者に入ることによって選別されて種類を分けられることによって使えるものは使うと。どうしても使えなくなってしまうものは最終処分せざるを得ないのですけれども、それも、四、五年前から見ますと取扱量も増えていまして、売却量も増えてきているので、そういった意味では、廃プラの再生利用は一部では進んではいるのかなというところがございます。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 1点目は、産廃のプラスチックはどんな事業から排出されるのかというお話だったと思うのですが、おそらく建設系で建物を壊した後に内側から出てくる様々なプラスチック類が多く含まれているのではないかなというふうに思います。

例えば、車は、ほとんど金属ですけれども、結構プラスチックがついていまして、廃車を破砕したものをシュレッダーダストと言って、プラスチックとガラスと金属破片がごちゃ混ぜになってしまっていて、どうしてもきれいに分け切らないような状態となります。そういった混合状態のものが多いのかなと思います。

特に、建設系廃材からはあまり質のいいプラスチックは出てこないため、結果的にリサイクルに回っていかないと。これはプラスチックのリサイクルが進んでいないということではなく、世の中のプラスチックのリサイクルというものはある程度進展しているものの、どうしてもこぼれてしまうものが今やはり注目を集めてきていると考えております。

あまり質のよろしくない、混合状態のようなプラスチックについては、今のところうまくさばける方法がなくて、不幸なことに最終処分場に直接埋立されてしまっているというのが悩みであります。せめて、最終処分場に行く前に減容してくればまだいいのですが、直接埋立されることによって、貴重な最終処分場を圧迫していると。しかも、その圧迫というのが、どうも札幌市内には直接廃プラスチック類を受け入れる最終処分場がないので、それが市外に出てしまっているといった図式なのかなと思っています。

○遠井委員 そうすると、もともとリサイクルが非常に難しいものが、今、建設解体なども進んでいるので増えている、というご説明かなと思うのですが、それは中国の輸入禁止と関係あるのですか。つまり、ペットボトルなどは中国に行って大量にリサイクルされているのはよく知られていますが、もともとリサイクルがしづらい建物の中に組み込まれているようなプラスチックなどをこれまで中国に輸出していたけれども、それがなくなったので増えたという説明はできるのですか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 輸出経路そのものをしっかり押さえているわけではないので、あくまでも推定ですけれども、今回の調査において、プラスチックについては、明らかに増えています。この調査はごみを出されている方へのアンケート等も含んでいるのですが、アンケートの中には、やはり中国の影響というのがあるのだという話が随所にあります。それと、推計した数字を組み合わせると、恐らくそういった影響があるのだろうなというふうに我々は判断しているところです。

○遠井委員 それと、市域内処理を目標に掲げていることについて、どういう指導、誘導

されたのですか。つまり、事業者が安いほうに持っていくというのは当然だと思うのですが、そこをあえてお金を払ってでも焼却しなさいとか最終処分をしないようにしてくださいと言うためには、何かやはり政策的措置がないとできないと思うのです。例えば、インセンティブで、優良事業者の要件として何%以上にしなさいというのを入れるとか、逆に、税金をかけるのは難しいかもしれませんが、施設料を向こうに払わせるなど、何か誘導措置なり何なりというのは、目標に掲げている期間については取られていたのか、それとも、口頭の指導だけだったのか、どうなのでしょう。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 市域内処理につきましては、実は第1次の計画のときからずっと掲げてきている目標ですけれども、具体的には、札幌市が発注する市の公共工事については、これをほぼ徹底していただいております、よほどの理由がない限り市外には出さないというかなり強い対応を取っています。

ただ、市の工事にしか及ばないので、それが札幌全体の工事の中の何%かというのは我々も把握していないのですけれども、そんなに多くの率は占めていないのだろうなというふうに思います。

それと、もう一つは、施設を造る際に、なるべく札幌市内に足りない廃棄物処理施設を積極的に誘致して、札幌市内でなるべくリサイクル率を上げていく、これが今までの大きな施策です。あとは、本当に一般的な普及啓発レベルで、札幌市は市域内処理を原則にしているから、民間企業の方々も、なるべくそういった理念にご協力くださいというような働きかけをしてきた、こういった動きになっております。

○村尾委員長 廃プラスチック類に関しては、外国に持っていけなくなったとか、建設工事が増えたなど、原因はともかくとして、今後、次期の計画を立てるときに、増えているという状況は恐らくずっと変わらないと思います。これから、この会議の中で次期の計画を考えていくときにもまたご意見をいただければと思います。

プラスチックを離れまして、ほかのものはいかがでしょうか。

どうぞ。

○松永委員 今の最終処分のところでお伺いしたいのですが、3の目標と結果の【2】で、最終処分場の推計値は10万トンであって、その内数として7万5,000トンが市外へ行っているということですね。資料を見ると、廃プラも増えているのだけれども、その他というのが非常に多いのですが、今、5年前に想定していなかったその他としてどんなものが増えてきているのかということをお伺いいただければと思います。

資料4-3の10ページを見ると、その他2.3万トンが市外へ出て処分されていると。札幌市内で最終処分できないものとしてどんなものがあるのかをお伺いしたいなと思います。

○事務局（山形産業廃棄物係長） 基本的には、札幌市内で最終処分できるものにつきましては、札幌市の山口処理場で廃石膏ボードやガラス、陶磁器くずを受け入れていますので、ほとんどがそれに該当すると思っています。

埋立地につきましては、廃プラスチック類を受けておりませんので、そういったものが市外に行くといったところです。

その他につきましては、残りの20数品目の中で特徴的な何かが増えたということではなかったと思うのですが、これも確認させていただきます。

例えば、10ページや8ページには、特徴的に量が多かったり、増えたり減ったりした品目をピックアップしておりますので、その他につきましては、特徴的なものはないということで、その他としてまとめてしまっているような状況でございます。申し訳ないですけども、後ほどの確認とさせていただきますでしょうか。

○村尾委員長 ほかにございますか。

○佐藤委員 資料4-1の3の目標と結果の○、△、×の意味ですけども、例えば、【2】番の最終処分量の減量で、令和2年度の目標値というのがオレンジ色でありまして、平成30年度は10.8万トンで×となっているのです。平成30年度の目標を9万トンで目標を立てていたのだけども、10.8万トンで×なら分かるのですが、これはどういう意味ですか。

○事務局（山形産業廃棄物係長） 先ほどのご説明の中で、この評価の意味合いをご説明していませんでした。

この場を借りてなのですが、この目標値は令和2年度に目標を設定しております。ただ、その令和2年度は計画期間の終了になりますので、そのために例えば終了年度の排出状況は調査ができないというところもあります。

基本的な流れを言いますと、まず、令和2年度で計画期間を終えるので、令和2年度に皆さんにお集まりいただいて次期の計画を議論いただくために、前年度の令和元年度に廃棄物の処理量の調査をかけております。そのときの調査というのは、さらに前年度の平成30年度実績値というものを市内の事業者アンケートをかけて調査させていただいておりますので、実際のアンケートから導き出される生の数字というのは平成30年度の数値になっております。それに基づきまして、令和2年度の目標値が達成できそうか、できないか、今の最終処分量のお話で言いますと、過去10万トン前後で推移してきているという中で、この30年度の段階におきましても、減少傾向が見えたといったものがあれば、もう少し評価が変わったかもしれないのですけれども、逆に、増えているというような状況でもございますので、これはやはり達成が困難であろうという形で、今の評価方法としているところです。

○村尾委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○黄委員 評価に関連してですが、5番の重点施策の実施状況について、達成度というのがあります。◎になったり、○になったり、△になったりするのですけれども、これはある意味では自己評価的なものであって、点数化されたかもしれないのですが、見る人としては、これはどういう取組の実績を元に評価されているのかが分かりません。例えば、少

なくとも現場に立入りして指導を行ったとしたら年間何回とか、毎年そのデータがあれば、今年はどうだったとか、何か定量的に分かるような気がします。ただ、言葉だけだと分からない気がします。できれば、実績があるものについては、この委員会の中だけでもいいので、値を見せてくれたほうがいいのではないかなと思いました。

○事務局（山形産業廃棄物係長） ご意見ありがとうございます

確かに、立入指導件数というのは、今、手元にないのですけれども、毎年集計はしていたり、特に建設リサイクル系のものになりますと、我々の廃棄物部門だけではなくて、ほかの部門と一緒に立入りに行ったり、立入件数を整理して国に報告したりしております。ある意味、我々の成果でもありますので、今いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思います。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 資料4-2に、もう1ランク詳しいものがついているのですけれども、資料4-2を見ても、委員がおっしゃるような具体的な数字はあまり入っていないので、この資料4-2にさらに数字を入れ込むような形で、より詳細なものをつくろうというふうに思います。

○村尾委員長 どうぞ。

○遠井委員 同じく、その重点施策についてですけれども、細かい話ですから、あまり重要でなければ聞き流していただければと思います。

一つは、PCBの処理については、法令によると、政令市は計画をつくって処理基準や見込み量などを公表するようにとあったのです。ただ、私が市のホームページを拝見した限り、要綱はありましたが、計画はすぐにはアクセスできる状態では見つけられなかったので、これは作成して公表されているのでしょうか。

先ほどから皆さんがおっしゃっているように、取組を強化してやったということと目標が達成できたかというのは評価として別だと思しますので、そちらの目標に対して達成できたかどうか、頑張ったかどうかではなくて、ということが分かりづらいというのは、計画を見ないと分からないなという気がしました。

それから、同じような質問ですけれども、不法投棄についても非常に重点的にやられていて、一定の効果があるというのは分かるのですが、ホームページを拝見しますと、家電4品目が重点的に書かれていて、産廃はどれぐらい不法投棄されているかが分からないのです。これも、例えば、今、年間どれぐらいになってきて、件数、重量ベースのどちらでもいいですけれども、実際に効果があって減っていると言えるのか。

それから、平成19年ですか、札幌市は不法投棄に関して撲滅宣言を出されていますね。撲滅というのはゼロ・トレランスですから、いまだに900件が残っているということであれば、未達状態だと思うのです。産廃、一廃両方だと思うのですけれども、その撲滅に向けてどういう取組を継続していると言えるのか。

○事務局（坪田特定廃棄物係長） 私は、事業廃棄物課の坪田と言います。

今のPCBと不法投棄について、私から説明させていただきたいと思います。

まず、PCBについて、札幌市でも一応計画は立ててはおります。ただ、それが市のホームページ上でアクセスできるかどうかというのは、今、確認が取れないのですが、もしかしたら見えないような状態になっているのかなと思いますので、それは確認させていただきたいと思います。

それから、不法投棄について、家電4品目は数値が上がっているけれども、その他の一廃や産廃の区別が全て上がっていないということだったのですが、まず、一廃、産廃は、ご存じのとおり、家庭系が一廃で、事業系が産廃となりまして、誰が捨てたかというのは分からないことが多いものですから、排出者が特定できないため、こちらの整理として、一廃、産廃の整理ができていないという部分がございます。

ただ、定量的に数として必ずカウントできるものとして、家電の4品目につきましては、家電製品協会から助成をいただいている部分がございます、数量的、また、金額的なものについては、定まっているものがあるため、数値として公表させていただいているところがございます。

また、効果という部分でいきますと、おっしゃるとおり、札幌市は平成19年に撲滅宣言をしているところでございます。私も、今、正確な数字はないのですが、撲滅宣言ということであれば、おっしゃるとおり、ゼロにならなければいけないところではあるのですが、平成19年度から昨年度にかけて、こちらが認知している件数としては、半数近くまで減ってきているので、効果が出てきているのかなと思っております。

ただし、ここ数年はたしか800件から900件ぐらいで推移しておりまして、ゼロにはなっていないという部分では、まだそこまでの達成度には行っていないところでございます。

以上でございます。

○遠井委員 排出者が不明で、産廃と一廃を分けられないということですが、ここ最近では、事件性のあるような、摘発されたものはないということでしょうか。

○事務局（坪田特定廃棄物係長） 年間800件、900件のうち、行為者が特定できて警察へ事件として持っていけるものというのはございます。それにつきましては、正式に公表しているものとしてはないのですが、昨年度ベースで十二、三件だったと思います。ですから、全体の数からいって、事件まで発展できて行為者が特定できるものは意外にそんなに多くないというのが実態でございます。

○遠井委員 事業者名ではなく件数なども公表したら差し支えがあるのですか。そうすると、それが減ってきているのかどうかということもより分かりやすいと思うのです。

○事務局（坪田特定廃棄物係長） 何で公表していなかったかというのはないのですが、多分、認知件数に対して事件化できる件数が少ないので、そこはあまり公表するという考えに至っていなかったのかなと思います。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 補足いたしますと、事件にすると警察が立件するという話とは別に、不法投棄の件数につきましては、ホームページ等でお示ししております。

皆様、記憶にあるかどうか分からないですけれども、以前、札幌では、清田区にごみロードというのがあって、当時、ものすごい量の産廃を1か所に積み上げた者がおりまして、その者に対して連日マスコミが殺到するような事件もありましたが、そうしたものについてはきちんとご報告を差し上げてはおります。

ただ、1件1件の小さな不法投棄、しかも証拠を残してしまったちょっと間が抜けているような犯罪を拾い上げて報告するというようなことはやってはいないです。

○村尾委員長 まだ、あろうかと思えますけれども、言い忘れたというのは、ぜひメールか何かでお寄せいただくことにして、次の議事もありますので、進めさせていただければと思います。

議事の(4)番、次期札幌市産業廃棄物処理指導計画の考え方について、事務局からご説明をいただきます。

○事務局(山形産業廃棄物係長) 右上に資料5とあるA4判1枚物の資料でございます。

第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の考え方の案ということで、ご提示いたします。

まず、1番目の計画期間ですけれども、来年の令和3年度から令和12年度までの10年間の計画といたしまして、中間評価として5年目の令和7年度に、市内の産業廃棄物処理状況の調査を再度行いまして、政策内容の評価や見直しを行おうかというふうに考えております。

2番目の計画の位置付けですが、まず、国の法律や計画、北海道の廃棄物処理計画もございまして。その中でも、札幌市の計画の中での位置づけというものを今回改めて整理しております。

札幌市の様々な計画がある中で、札幌市の中では一番上にあります札幌市まちづくり戦略ビジョンといったものが市の最上位の計画として位置づけられているものになっております。

その下に、第2次札幌市環境基本計画というものがございまして、こちらは環境分野、環境保全に関する総合的な計画でありまして、環境局の中でも一番上に来る計画でございます。

その下に、新スリムシティさっぽろ計画とありますけれども、こちらが自治体に策定が義務づけられている一般廃棄物処理基本計画として位置づけられておりまして、この計画とも関連を持ったものとして、産業廃棄物処理指導計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

ここで、計画期間ですが、これまで5年間としておりましたところ、次は10年間と位置づけたいと考えているところです。これにつきましては、先ほどの計画の位置づけの中でご説明させていただきました札幌市の環境分野の中の大きな総合計画であります札幌市環境基本計画の目標年度が同じく令和12年度でもありますし、まちづくり戦略ビジョンも恐らく見直しがかかると思いますが、それも10年計画であれば、そのあたりに来るであろう、新スリムシティさっぽろ計画が令和9年度で前もって策定されると思えますし、

それらも反映できるであろうといった考えから、今回は10年計画としたいと考えているところがございます。

3番目が第5次計画の基本的な考え方といたしまして、下にご書いていただいております。

基本的な理念、考えといたしましては、資源を持続可能に活用する循環型社会の実現を念頭に置いた計画にしたいと考えております。

その視点といたしましては、二つ掲げておきまして、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れたもの、この中の目標の12番目の「つくる責任つかう責任」といったところを見据えた施策を考えていきたいと思っております。

2点目につきましては、計画目標の見直しの検討で、札幌市の産業廃棄物処理状況の特性に基づいた目標の設定といったものを検討してまいりたいと考えているところがございます。

資料5のご説明につきましては以上となります。

○村尾委員長 あまり細かい質問が出るようなことではないかもしれませんが、全体的にご質問、ご意見があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○黄委員 基本的な考え方の（2）に書いている札幌市の産業廃棄物処理状況の特性について、これからどうなるか、何か説明していただけますか。今まではある程度データはありましたが、今、札幌市が考えている特徴というか、気にしているところがあれば言っていただけますか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 特徴につきましては、主にご説明申し上げた部分の○、×、△の評価に反映されていると思っております。廃プラスチックが直接最終処分に行ってしまうという悩みは一つ大きな特徴だと思っております。

また、雑駁ですが、○、×、△の数を数えてみますと、いわゆる2勝2敗1引き分けのような形になっておきまして、今後、計画を立てていく中で、高い目標を立てるということもすごく良いことではあるのでしょうかけれども、かといって、実際に具体的な施策が立てられないようなものに対して目標を立てても致し方ないというふうにも思っておりますので、札幌市にとって適切な目標とは何なのだろうということを改めて考えた上で、次回、具体的な提案に入らせていただきたいなというふうに、今のところ考えております。

○黄委員 廃棄物発生状況を見てみると、やはり汚泥や建設廃棄物の量がどんどん増えていくのかと思われまます。建設廃棄物は結構頑張ってリサイクルしているのかなとは思いますが、それでも、やはりどんどん増えていきますよね。

汚泥の減量化率も、多分、脱水効率が高くなっているからすごく高くなっているけれども、結局、埋立地に行く量は増えているので、そういうところをどう考えるかは結構重要かなと思いました。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 資料4-1の表面に戻っていただくと、全国の状況、北海道の状況、札幌市の状況と、円グラフが三つありますけれども、これは見事に全然違

うのです。まさに、個々の問題でいうとプラスチックの問題なんかも見えてくるのですが、グラフ上では札幌市は汚泥がものすごく多いと。しかも、この汚泥というのはほとんどが下水汚泥です。

下水汚泥につきましては、実は意外とコントロールがしにくくて、リサイクルを頑張れば発生量が減るといったことではないのです。天候であるとか水質の管理状況の影響が大きく、よく読むと若干増えているのですけれども、これは何か理由があって増えているというわけではなくて、天候であるとか技術管理上の問題でたまたま増えてしまったというだけなのです。これも、やはり札幌市の特徴の一つだというふうに思っています。

ただ、汚泥につきましては、下水道河川局でかなり努力をしております、水を絞って減容すること、さらに焼いて灰にする。その灰も、極力セメントにするというリサイクルも進めているなど、かなり頑張っています。ですので、そういった頑張りを踏まえた上で、さらに何ができるのだろうかという視点から考えていきたいと思っています。

○遠井委員 10年間の期間についてお伺いしたいのですが、環境基本計画に合わせるというのは分かるのですが、10年の間には社会経済状況もかなり変わりますし、それから、法令も変わっていきますよね。先ほど言い忘れましたが、つい最近も大気汚染防止法が改正になって、石綿の対応をしなければいけない件数が今後非常に増えます。そういう状況が出てくると、ずっと同じ目標やアプローチというわけにいかなくなると思うのですが、そうした途中の変化というものはどのように反映されていくのでしょうか。途中で見直しをしたりするのかなということですか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 今までは5年間の計画で進めてまいりまして、今度は10年間の計画にいたしたいと考えているのですが、5年目で中間見直しを必ず行いますので、あまり大きく変わらないのかなというふうにも思います。

○村尾委員長 どうぞ。

○高橋委員 今のその期間について関係するのかなと思うのですが、上位の札幌市まちづくり戦略ビジョンというのがあるかと思うのですが、札幌市では、この10年間に、特に札幌駅を中心に、その周辺でかなり大規模な開発が計画されていると思うのです。それらの計画というのは、この計画の中にある程度取り込んでいくようなことを考えているということよろしいでしょうか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 総合計画、それとも、産業廃棄物でしょうか。

○高橋委員 どこに位置づけられているか、分からないのですが、今、少なくとも、当然JRもいろいろ計画しているでしょうし、旧五番館の跡を変える、周りにも高層ビルが建つなど、多分ここ10年ぐらいでかなりいろいろ計画されていると思うのです。当然、それが計画されているのであれば、廃棄物等々もそれに伴ってかなり増えてくることは想定されると思うのです。それらは、この第5次の計画の中にある程度取り込んだような形でつくっていくことを考えているのか。そういう細かいことではなく、大きな流れとして10年計画ということをつくろうとしているのか、その辺の考え方を伺います。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 一般廃棄物の場合、基本的に市町村責任があるので、実行計画です。新スリムシティさっぽろ計画のことですけれども、あれは市町村がどういうふうにごみを処理していくかという実行計画に近いものでございます。一方で、この産業廃棄物は、基本が民間処理ということになりますので、いかに民間処理をどう誘導していくか、指導していくかという計画で、間接的な性質を持っています。

ですから、今、委員がおっしゃったように、世の中の変異化が物ものすごく追いつけないぐらいの状況にはなっているのですけれども、極力、これから札幌で起こっていくであろう都市構造の変化等についていけるような計画にしたいなという気持ちではございません。

具体的にお話しすると、やはりコロナ前後で世の中がどんどん変わっていくと思いますので、今までどおり建設がうまく進んでいくのか、廃棄物も若干関係しますが、北海道新幹線は予定どおりに進むのだろうかなど、いろいろな課題はあると思います。そういったものを見据えながら、我々ができる限り状況に合ったものにしていきたいというふうに考えております。

○村尾委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○松永委員 1点、確認したいのですけれども、産業廃棄物を減量化したりリサイクルするために、担い手である環境産業の業者の育成みたいなのがこの計画には反映されているのかどうか、よく分からないのですが、どういうところを見ていけばいいですか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 第4次計画には、北海道の循環資源利用促進税をうまく活用していくといったような記述があったというふうに思うのですけれども、札幌市で具体的に経済的支援ができればいいのですが、我々は原資みたいなものを持ち合わせていないので、直接、お金の面でサポートすることはできないのです。

また、実は、中沼のリサイクル団地みたいな形で、市が産業廃棄物処理施設を積極的に誘致する場を設けていたり、あとは、産業廃棄物の処理施設のガイドラインをつくりまして、必要な施設については、札幌市内の通常は建てられないような土地であっても特別に建設を許可していく、そういった方針を幾つか持っております。

○松永委員 今おっしゃられた2点については、この指導計画の中には書かれているということですか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 重点施策5のところ、リサイクル団地のことが書いてありますが、ガイドラインについては、第4次計画には書いていないようです。申し訳ございません。

○村尾委員長 よろしいでしょうか。

だんだんお約束した時間に近づいてまいりました。

最後の議題はスケジュールのお話ですが、なかなか不透明な状況ですけれども、一応こんなふうに考えているというのを事務局からご説明ください。

○事務局(山形産業廃棄物係長) 右上に資料6とありますA4判1枚のスケジュール(案)をご説明させていただきます。

今回の第5次指導計画の策定に向けた全体の流れでございますが、まず、本日、令和2年7月9日が第1回の評価委員会となります。

続きまして、第2回の評価委員会を8月下旬ごろ、第3回の評価委員会を10月下旬ごろ、評価委員会からの答申を11月にいただきまして、11月から12月にかけて、庁内関係部局での調整及び議会関係の報告と考えております。

令和3年1月にパブリックコメントを1か月間実施いたしまして、3月に次期計画の策定としております。

こちらにつきましては、今、令和3年3月の策定と固定して逆算していくと、こういったスケジュールになるのかなといったところでございます。スケジュール的にはなかなか厳しいところがあるかとは思いますが、一旦はこれを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

資料6のご説明は以上です。

○村尾委員長 うまくいけば、こういうふうなスケジュールで進めていきたいということで、ご了解いただければと思います。

さて、全体を通して言い忘れたというようなことはございませんか。

先ほど一つ宿題になっておりましたが、事務局から何か加えることが出てきてはおりませんか。

○事務局(山形産業廃棄物係長) 先ほどご質問いただきましたその他の内訳は何であるとか、廃プラのお話もありましたけれども、後ほど整理してご報告させていただきます。

○村尾委員長 どうぞ。

○遠井委員 こちらの文書で、札幌市産業廃棄物排出・処理推計調査・検討業務を実施して状況について調査を云々とあったのですけれども、こうしたデータというのは公表されて、事業者の方が常時確認をしたりできるのでしょうか。

○事務局(山形産業廃棄物係長) 公表はしていません。

○遠井委員 そうですか。

私も、どういうものなのかというイメージがつかめていないのですけれども、計画を策定したり素案をつくられるときに、そうしたデータベースがかなり根拠になるのではないかと思います。

また、特に民間事業者の行動変容を促すうえでは、インセンティブや制裁もありますけれども、情報的手法もあると思います。例えば、民間事業者の方がここは空き容量があるとか、これぐらいの価格で推移しているということを、常時、データベースで確認できれば、行動が変わっていくようなこともあると思うのです。

ここで書かれているのは、そういった意味で事業者も使えるようなデータベースになり得るものなのかを教えてください。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 冊子でかなり厚みがあるものですから、オンラインとしてデータ化してアップロードするという事はしていません。

ただ、実は、大学機関から下さいというご照会を結構いただきまして、それについてはデータを差し上げています。別に隠すものでは全くございません。

○遠井委員 私なんかが見てもあまり分からない数字だと思うのですが、例えば、そういうものを常時公表したり、大学の研究室や民間のNGOの方がそれを使って分析、公表にと自由に使えるようなデータではあるということですか。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 私が見ても非常に難解なデータですが、これまでも下さいと申し出る方には提供しております。

○黄委員 とても貴重な資料だと思うのです。できれば、さっき遠井委員がおっしゃったように、ネットでアップして公表したほうがいいと思います。

さっきの指導件数についても、現場に行ってどのぐらい指導を行っていたかというデータも全部ネットで公表していいのではないですか。それぐらいやってもいいと思います。

○事務局（八田事業廃棄物課長） 指導の経過につきましては、産業廃棄物としてまとめて出しているものではないのですが、いろいろなメディアを使って札幌市の活動報告、事業報告であったり、並列している新スリムシティさっぽろ計画の年次報告書であったり、我々の指導とかやっていることについては積極的に出しているつもりではございません。

ただ、今回のような学術的・統計的データにつきましては、我々もどうぞ使ってくださいというふうに、ビッグデータみたいな提供の仕方まで追いついていないので、業務の状況を見まして、公表できるかどうか、検討してみます。

3. 閉 会

○村尾委員長 ほかになければ、これをもちまして、令和2年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上